

野田市告示第 1 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 8 日

野田市長      鈴   木      有

1    指定公金事務取扱者の名称、住所

名称   公益社団法人   野田市シルバー人材センター

住所   千葉県野田市鶴奉 5 番地の 1

2    指定公金事務取扱者に委託する事務

放置自転車等返還管理業務に係る収入金の徴収及び収納事務

3    公金事務取扱者の指定日及び委託日

令和 7 年 4 月 1 日

4    委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで